会請	養の名	称	平成29年度第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会
日		時	平成29年7月14日(金) 14時05分~14時30分
場		所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出	席	者	委員19名(欠席2名) 傍聴者0名
会議の処理でんま			

(平成29年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会に引き続き開催)

1. 議題

○会長より

引き続き平成29年度第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。議題(1)報告事項、「①平成28年度事業報告について」及び「②平成28年度決算報告について」及び「③平成29年度事業計画について」及び「④平成29年度収支予算について」、それぞれ関連がありますので、事務局より一括説明を求めます。

(1)報告事項 ①平成28年度事業報告について

○事務局より

それでは、報告事項の①~④まで一括してご説明申し上げます。

1ページ目をお開き下さい。平成28年度の事業報告についてご説明いたします。(1)介護予防ケアマネジメント事業ですが、介護保険法の改正に伴い、基本チェックリストの実施が、介護が必要となる手前の状態である二次予防対象者を把握するためのものではなく、総合事業等を利用するための事業対象者を把握するためのものになったことに伴い、検診等での基本チェックリストの実施の義務付けが無くなくなったため、検診等で実施しなかったため、実施数、対象者数ともに減少しました。しかし検診等の場面で、必要な方にはあとから訪問するなどの対応を行い、二次予防対象者の把握には勤めております。

介護予防事業の実施ですが、二次予防事業、一次予防事業として、資料のとおり事業を実施しました。2ページ目(2)総合相談・権利擁護事業ですが、相談者別件数で八雲地域127人、熊石地域64人の相談を受け付けました。高齢者虐待については、養護者虐待として4件の通報が寄せられ、3件を虐待と認定し、対応しました。

次に3ページ目下段にあります、権利擁護セミナーですが、成年後見制度の普及啓発を目的に、リーガルサポート函館支部という、成年後見制度の専門的知識を有する司法書士の団体による寸劇を、シルバープラザを会場に実施しました。 講演ではなく寸劇であったたため、参加者からは非常にわかりやすかったとの評価を得ることが出来ました。

また28年度から八雲地域では、認定を受けてサービスを利用していない在宅の方、70名に対し、更新申請のタイミングでの訪問を実施しました。結果的に通所や訪問などのサービスにつながった方はおりませんでしたが、住宅改修等のサービスに結びついた方が数名おりました。

4ページ目(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業ですが、関係機関の連携体制の整備と共に、介護支援専門員へのサポートをすることでケアマネジメントの充実を図っています。熊石地域では地域ケア会議や生活行為訪問の中で、リハビリ職の専門的観点から助言をいただき、自立支援への取り組みをしています。八雲地域ではケアマネジャーの連携と資質向上を目的に、ケアマジャー連絡会を開催し、困難事例の相談が寄せられ、地域包括支援センターが共に支援を行った事例もありました。

次に5ページ目をお開き下さい。認知症対策として、SOSネットワーク事業を実施しました。事前登録者数は八雲地域4名、熊石地域1名、協力機関数は八雲地域43か所、熊石地域15か所となっており、28年度中に実際に行方不明となり、捜索した件数が2件ありました。

認知症サポーター養成講座についてですが、SOSネットワークの協力機関からの依頼が増えたことに伴い、実施回数、養成数ともに例年よりも増加しました。また熊石地域では認知症カフェを認知症家族会の主催で実施し、43名の方に参加していただくことが出来ました。

その他資料記載のとおりとなっておりますので、お読み取り下さい。

②平成28年度決算報告について

次に平成28年度決算報告についてですが、数字の訂正があります。8ページ、八雲地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント事業の歳入、町繰入金の額が4466となっておりますが、正しくは3545、それに伴い合計額が歳出と同額の8538となりますので、大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

28年度は、八雲地域の介護予防支援事業の委託料におきまして、業務委託者が当初見込みを上回ったため、16万3千円の補正を行いました。また人事院勧告に伴い人件費の改正があり、給料に不足が生じ一部流用して対応しておりますが、その他ほぼ予算額どおりの執行状況となっておりますので、お読みとりしていただきたいと思います。

③平成29年度事業計画について

平成29年度事業計画についてご説明申し上げます。10ページをお開き下さい。介護保険法の改正によりまして、29年4月からの総合事業開始に伴い、二次予防事業と一次予防事業の区分けがなくなり、一般介護予防事業として介護予防事業がスタートすることになります。八雲地域ではこれまで健康推進係にて実施していた、いきいき健康クラブの業務移管があり、熊石地域では認知症予防のため、ふまねっと運動を実施し、また住民主体の通いの場の充実のため講演会を開催する予定です。

(2)総合相談・権利擁護事業、(3)包括的・継続的ケアマネジメント事業については例年どおり実施する予定ですが、地域ケア会議を八雲地域ではこれま

で、不定期での開催でしたが、2月に1回の定期開催を行います。また参加機関の拡大を図り、事例検討を行うなかで、地域課題の把握などにつなげて行きたいと考えております。

(4)介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業についてですが、介護予防ケアマネジメントの対象が大きく変わり、総合事業のみを利用する要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者へ実施するものに変更になりますが、両方を合わせた対象者数自体は大きくは変わらないものと想定しております。

12ページ目をお開き下さい。(5)認知症対策についてですが、認知症カフェを八雲地域では認知症家族会と共催で、月1回、はぴあ八雲にて実施することとしました。熊石地域では、認知症家族会主催及び町主催にて計10回ほど実施する予定です。SOSネットワーク事業につきましては、すでに7月号広報にて周知させていただきましたが、地域住民の方々に協力していただくしくみとして、メール配信サービスを開始することとしました。

また介護保険法の改正により、全市町村で取り組むこととされている認知症初期集中支援事業を30年3月実施に向け準備を進めることとしており、のちほどの協議事項のなかで詳しくご説明させていただきます。

その他につきましては資料をお読みとり下さい。

④平成29年度収支予算について

次に14ページからの平成29年度予算についてご説明させていただきます。 資料の3列目に記載の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託して実施するため、委託料を新たに計上しており、金額については、これまで介護予防支援事業として実施していた方のうち、総合事業のみを利用する方が、介護認定の更新のたびに移行してくることから、29年度についてはそれほど多くはならないと想定しています。介護予防ケアマネジメントに移行した方は介護報酬として収入は入ってこないことになりますので、サービス勘定の介護予防支援事業の介護報酬額は28年度と比べ減額となっております。

4列目の一般介護予防事業費が、八雲地域、熊石地域ともに新たに加わっており、10ページでご説明した事業を実施いたします。

また14ページ、一番右欄に記載の認知症総合支援事業が、先ほど12ページで、ご説明した認知症カフェと認知症初期集中支援事業実施に伴う予算で、八雲地域、熊石地域を合わせた予算となっております。今年度は事業実施に伴う研修参加に係る旅費が主なものになっています。

以上で報告事項①~④の説明とさせていただきます。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願い

ます。

(質問・異議等なし)

○会長より

それでは、次に議題(2)協議事項①「八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正」について事務局の説明を求めます。

(2)協議事項 ①八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正について

○事務局より

それでは、(2)協議事業、八雲町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正についてご説明させていただきます。資料17ページとなります。

先ほど、資料12ページでふれました認知症初期集中支援事業の実施に伴い、 事業を実施する支援チームを設置することとなりますが、支援チームの設置及び 活動状況を検討する検討委員会を設置しなければならないとされており、その検 討委員会の役割を、この運営協議会にて行うため、設置要綱の一部改正を行うも のです。

それではまず、認知症初期集中支援事業についてご説明させていただきます。この事業は介護保険法の改正により30年4月までに実施することされており、事業の目的は、認知症の人やその家族に対し、早期に関わることにより、重症化の予防と、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・集中的に支援を行うものです。この場合の初期とは必ずしも疾患の初期段階に関わるだけなく、医療や介護サービスにつながっていても対応に苦慮しているケースも支援対象となっております。

具体的な実施体制ですが、支援チームは八雲地域、熊石地域の包括支援センターと八雲総合病院の精神保健福祉士及びリハビリテーション専門職で構成し、認知症サポート医については、八雲総合病院の精神科の医師にお願いをしております。事業の実施内容としては、18ページ記載のとおり、訪問をして、情報収集及び観察・評価を行い、チーム員会議を開催し支援計画を作成します。具体的には医療機関への受診につなげたり、介護サービス利用のための申請の支援、自宅等の環境整備、進行予防のためのアドバイス、介護者への支援などとなります。なおこの事業は医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでとし、概ね最長6カ月となっております。

この事業の実施や活動状況を評価・検討する場として、医療・保健・福祉に関わる関係者で構成され、関係機関、団体と一体的に事業を推進していくための合意が得られる場として検討委員会を設置しなければならないとされております。 19ページはこの事業を図式化したもので、厚労省で出しているものとなります。 資料の左側が認知症初期集中支援チームの活動で、認知症地域支援推進員との連携、かかりつけ医や歯科医院、認知症疾患医療センター等との連携も行ってまいります。

それでは20ページをお開き下さい。これまでのご説明のとおり、検討委員会

は医療・保健・福祉に関わる関係者で構成され、関係機関、団体と一体的に事業を推進していくための合意が得られる場でなければならないことや、この事業を地域包括支援センターで実施していくことから、地域包括支援センター運営協議会にその役割を持っていただきたいと考えております。

改正部分としては、第2条所掌事務、(5)に認知症初期集中支援事業に関する事を追加し、設置や活動状況の評価・検討を行って行きたいと考えております。 以上で(2)協議事項のご説明とさせていただきますので、よろしくお願いしたします。

○会長より

只今の事務局からの説明について、質問・意見等がございましたら、発言願います。

(質問・異議等なし)

○会長より

続きまして、その他につきまして、事務局より説明を求めます。

(3) その他

○事務局より

別にお配りしております、八雲町SOSネットワーク事業のメール配信サービスについてですが、先ほどもご説明しましたとおり、7月号広報にて記事を掲載しておりますが、まだ登録が10名ほどしかいらっしゃいません。改めて事業所の職員の方々に周知していただき、登録していただければと思います。また地域の方々に対しましても同じく周知していただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局としましても、今後民生委員等へ周知して行きたいと考えております。

2. 閉会宣言

○会長より

それでは以上をもちまして第1回八雲町地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたり皆様大変お疲れ様でした。